



企画 企画調整課からのお知らせ

問 企画調整課 企画政策係
☎476-1111(222)

◆空き家の有効利活用を考えてみませんか

定住を目的に空き家バンク制度を通じて成約し、空き家の改修や家財道具などの処分を行った場合に、改修などに要した経費の一部を助成します。

【補助対象の空き家】

個人が自ら居住することを目的に建築し、現に居住していない家屋で、大崎町空き家等バンク登録台帳に登録されている物件。

※空き家バンクへの登録は無料です。詳しくは本町ホームページの『住まいの情報』をご確認ください。

【補助対象者】

- ア 空き家の所有者または賃貸を行うことができる権利を有する方
- イ U J I ターン者

【補助金の額】

補助対象経費の2分の1以内で50万円を上限とします。(千円未満の端数は切り捨て)

※購入または賃貸の契約が完了後、6か月以内に工事を発注してください。また、改修工事着工前までに申請書類を提出し、町より補助金交付決定を受けてください。

◆平成 26 年 4 月以降民間賃貸住宅へ入居された方、する方へお知らせです

転入世帯および新婚世帯の方で町内の民間賃貸住宅に新たに入居された方の家賃の一部を助成します。

【補助対象者】

転入世帯または新婚世帯の世帯主で、次に掲げる要件すべてに該当する方

- ア 世帯全員が大崎町に住所を有する方
- イ 平成26年4月1日以降に町内の民間賃貸住宅に新たに入居する方
- ウ 3万円を超える民間賃貸住宅の家賃を支払っている方
- エ 世帯員に外国人を含む場合は、日本国に永住権を有した外国人登録された方
- オ 世帯全員が町税などを滞納していない方
- カ 生活保護法による保護を受けていない世帯に属する方

※転入世帯・・・転入の日から民間賃貸住宅に入居した日までの期間が1年未満の方かつ転入の前3年間に於いて町内に住所を有していなかった方の属する世帯

※新婚世帯・・・婚姻届出後2年未満で、かつ申請年度の末日において夫婦いずれもが40歳未満である世帯

【補助金の額】

毎月の家賃から住宅手当などを減じて得た額の2分の1の額(千円未満の端数は切り捨て)となります。ただし、次の世帯主の区分に応じて定める金額を上限とします。

- ア 転入世帯の世帯主・・・・・・・・・・月額1万円
- イ 新婚世帯の世帯主・・・・・・・・・・月額1万円
- ウ 転入世帯かつ新婚世帯の世帯主・・・・月額2万円

【補助金の交付】

補助金は年2回に分けて支払います。なお、上半期分(4～9月)は9月末までに補助金の請求をしなければなりません。

●募集要項および申請書は役場企画調整課および野方支所に準備してあります。また、町ホームページ内の『住まいの情報』からダウンロードすることもできます。